

	基準	提言の内容	改善の状況と今後の方向性
勧告	2 教育課程・方法・成果等	平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。	指摘を受け、成績評価の関連ガイドライン等（成績評価に係る基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せ）を改定し、2015年度から施行した。施行後は、FD活動を通じて組織的な検証に努め、改善がなされていることを確認した。今後も、改訂後の関連ガイドライン等の遵守に努め、FD活動を通じて検証を継続する。
問題点（助言）	2 教育課程・方法・成果等	司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、状況を向上させることが望まれる（評価の視点2-45）。	2015年司法試験の合格率は、依然として全国平均の1/2未満であり、改善には至っていない。そのため、引き続き、FD課題として、司法試験の出題を分析するとともに、司法試験結果と修了生の在学中の成績との相関関係を分析することにより、司法試験と本法科大学院教育との関連性を検証する。さらに、2015年度に実施した各種分析から得られた知見を活かし、授業内容・方法の改善に取り組む。また、キャリア委員会において、情報収集の強化及び正課外の学習支援の充実に努める。
	3 教員組織	2014（平成26）年度においては、専任教員17名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点3-10）。	今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努める。
	4 学生の受け入れ	「法律科目試験」の最低基準点については、「2014年度入試要項」において、各科目60%以上の得点を基準とし、総合点で60%を最低の合格点とする旨が明記されていたが、これは、総合点で60%を最低基準点とするのにとどまり、各科目60%を最低基準点として定めた趣旨であるものとはいえず、問題が認められた（評価の視点4-9）。	指摘を厳粛に受け止め、今後の適切な教学運営に努める。
		貴法科大学院においては、入学定員に対する入学者数の比率が2014（平成26）年度は16.0%（4/25名）に落ち込み、過度の不足の状態になっており、入学定員充足率・収容定員充足率ともに安定性を欠いていることから、在籍学生の教育環境の維持・確保に一層の努力が必要な状況にあるものと評価せざるをえない状況であった。ただし、この点に関する検討の結果、2015（平成27）年度より学生の募集を停止することとなっている（評価の視点4-14、4-15）。	指摘を厳粛に受け止め、今後の適切な教学運営に努める。